

## 至誠館大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、菅原学園至誠館大学給与規程第8条及び第9条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定めることを目的とする。

(級別標準職務表)

第2条 職員の職務の級は、級別標準職務表(別表第1)により、決定するものとする。

(経験年数換算表)

第3条 職員に適用される学歴免許等の資格を有する者や異種の職務に従事していた者の各職務の在職年数は、経験年数換算表(別表第2)の定めるところによる。

(初任給基準表)

第5条 新たに職員となった者の職務の級の号俸は、次の各号に掲げる初任給基準表に定めるところによる。

(1) 大学教育職俸給表初任給基準表(別表第3)

(2) 一般職俸給表初任給基準表(別表第4)

(再採用者等の俸給表)

第6条 再採用者及び他の職場から本法人に再就職した職員(年金受給資格者)の俸給については、理事長が決定する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成28年4月1日(制定)

改正 平成31年4月1日(第1回改正)

(別表第1)

大学教育職俸給表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1・2級	大学の助教・助手の職務
3級	大学の講師の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務
4級	大学の准教授の職務
5・6級	大学の教授の職務

一般職俸給表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1級	定型な業務を行う事務の職務又は司書の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務又は司書の職務
3級	困難な業務を処理する事務又は司書の職務
4級	相当困難な業務を処理する事務又は司書の職務
5級	課員を統括し局長を補佐し、困難な業務を処理する課の長の職務
6級	課員を統括し局長を補佐し、相当困難な業務を処理する課の長の職務
7級	課長及び課員を統括し困難な業務を処理する局長・本部長の職務

## (別表第2)

## 経験年数換算表

経 歴 の 種 類	職員の職務との関係	換 算 率
公務員及び民間における企業等の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務又は職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		$\frac{100}{100}$ 以下
そ の 他 の 期 間	職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能等の職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下
	その他の期間(教育職員)	$\frac{50}{100}$ 以下
	〃 (一般職員・技能職員)	$\frac{25}{100}$ 以下

## (別表第3)

## 大学教育職俸給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助手・助教	博士課程修了	1級27号俸
	修士課程修了	1級21号俸
	大学卒	1級17号俸

## (別表第4)

## 一般職俸給表初任給基準表

職 種	学 歴	初 任 給
事 務 職	大 学 卒	1級29号俸
	短 大 卒	1級25号俸
	高 校 卒	1級20号俸